

令和 6 年度児童手当制度改正業務委託に係るプロポーザル公告について

令和 6 年度児童手当制度改正業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 6 年 4 月 18 日
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

(1) 業務名

令和 6 年度児童手当制度改正業務委託

(2) 目的

今般の児童手当制度の改正では、所得制限の撤廃や対象児童の年齢拡大などにより、新規申請の増加や既存の受給者の申請など、短期間で多くの申請や問合せが見込まれる。

このような状況の中、本業務は、児童手当の認定・支給に直結する業務であるため、従事者には児童手当事務の経験や知識が必要となることから、本業務を履行する事業者には他の自治体で同業務の履行実績を有することが望まれる。

また、令和 7 年度に児童手当システムの全国的な標準化が決定していることから、これまでの実務経験を生かした標準化や今後の ICT の活用に関する提案を事業者から求め、本業務を含めた児童手当制度に関する事務の長期的な改善及び効率化につなげるため、プロポーザル方式を採用するものです。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 11 月 29 日まで

(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約)

2 予算額

23,683,000 円 (税込)

提案額 (参考見積額) が、上記の予算額等を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積 (本見積) の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市 (以下「市」という。) の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価の認定を受けており、定期的に更新がなされていること。
- (5) 他市区町村で、過去 5 年間に児童手当事務に係る同種業務実績があること。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質疑の受付及び回答

ア 質疑がある場合は、質問書兼回答書（様式 1 号）に質問事項、法人名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールでこども政策課宛に送信すること。

提出期限：令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 3 時まで（必着）

提出先：茨木市 こども育成部こども政策課

E-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質疑は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質問書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和 6 年 5 月 2 日（木）午後 1 時から

掲載場所：茨木市ホームページ こども政策課のページ

(3) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式 2 号）に必要事項を記入し、所在地、法人名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式 3 号）

② 業務実施体制調書（様式 4 号）

③ プライバシーマーク又は I SMS の取得を証明できる書類

イ 提出先：茨木市こども育成部こども政策課（茨木市役所南館 3 階）

ウ 提出期限：令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 3 時まで

（土・日・祝を除く 平日午前 9 時から午後 5 時まで。

令和 6 年 5 月 13 日（月）のみ午前 9 時から午後 3 時まで）

5 問い合わせ先

茨木市 こども育成部こども政策課 担当 佐藤・安藤

TEL：072-620-1625（直通）

E-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp